

解 説

アメリカにおける デリバティブ課税 1

神戸大学
教授 古賀 智 敏

目 次

I	はじめに
II	デリバティブ課税をめぐる3つの側面
III	先物・先渡契約の課税
1	先物契約の課税
2	先渡契約の課税
(以下次号)	
IV	スワップ契約の課税
V	オプション契約の課税
VI	小 括

I はじめに

デリバティブに対する会計基準の方向性が明らかになった昨今、デリバティブをめぐる企業課税の在り方に大きな関心が寄せられている。デリバティブ課税については、既にオーストラリア等において新たな課税所得計算の方法として、キャッシュフロー・担税価値アプローチ (Cash Flow / Tax Value Approach) の導入など新たな動きが注目されている。¹

本稿では、アメリカにおけるデリバティブ課税を採り上げ、その特徴を明らかにしようとするものである。具体的には、次の4点を論じようとするものである。

- (1) 第1に、デリバティブ課税について、所得の性格(「資本利得・損失」対「通常所得」など)、所得の認識時点(公正価値ルールの適用の有無)、および所得の源泉(「国内源泉」対「外国源泉」など)の3つの側面から検討すべきであることを示したい。
- (2) 第2に、先物契約については、値洗いプロセスを通

じて価値変動額の所得が得られたものとして課税計算が行われるので、市場価値評価概念が税務上の取扱いにおいて重要な意味をもつことを指摘したい。

- (3) 第3に、スワップ契約など想定元本契約の課税では、スワップ支払いが期間的支払い、非期間的支払い、および終結時の支払いの3つのタイプに区分され、それぞれのタイプによって異なった課税上の取扱いがなされることを示すことにしたい。
- (4) そして、最後に、オプション契約についても、課税計算上、大きくエクイティ・オプションと非エクイティ・オプションとに区分され、それぞれについて税務上の取扱いが異なること、すなわち、非エクイティ・オプション(1256条オプション)に対しては市場価値評価ルールが適用されるのに対し、エクイティ・オプション(株式のプットまたはコール・オプション)に対しては市場価値評価ルールは適用されないことを明らかにしたい。

II デリバティブ課税をめぐる3つの側面

デリバティブを対象としたアメリカの課税制度は、極めて多様かつ複雑である。これは、アメリカの内国歳入法 (U.S. Internal Revenue Code; I.R.C) がデリバティブ全体に対して適用可能な統一的で包括的な課税ルールを定めていないためである。² デリバティブに係る税法規定では、デリバティブの区分・小区分に即して詳細な規定や規則が設けられており、個々の規定・規則から成るコングロマリットを形成している。【表1】は、このようなデリバティブ関連の主な税務上の取扱い規定を例示するものである。近年、ますます複雑化したデリバティブが開発されるようになるとともに、その経済的実質面に注目した統一性ある新たな課税ルールの設定を求める声も高まりつつある。³

一般に、課税の在り方をめぐって3つの基本的問題が提示される。⁴

- (1) 所得の性格 (character of the income): 所得が資本

【表1】アメリカにおけるデリバティブ課税規定

デリバティブの種類	関連規定	規定の特徴
・先物契約	・ I.R.C1256	・ 公正市場価値評価「40% - 60%」 短期・長期区分ルール
・先渡契約	・ I.R.C1256, 1012, 1222	
・スワップ契約	・ I.R.C.I 446 - 3	・ 想定元本契約の終結時の課税処理 - スワップ契約の公正価値評価
・オプション契約	・ I.R.C1234, 1234A, 1256	・ 1256条オプションの市場価値評価 ; 「40% - 60%」区分ルール

的性格をもつか(資本利得・損失), 通常所得 (ordinary income) をなすか。資本利得であるならば, 短期か長期か。

- (2) 認識の時点 (timing of recognition): 所得が課税対象となる場合, いずれの課税年度の課税計算に帰属させられるべきであるか。
- (3) 所得の源泉 (source of the income): 所得がU.S源泉のものか, 外国源泉のものか。

上記(1)の所得の性格に関して, デリバティブに係る利得・損失を資本利得・損失とみるか通常所得として取り扱うか, また, 資本利得・損失の場合, 長期か短期かによって税率が異なる。⁵ 特に個人納税者の場合, 正味短期資本利得 (net short-term capital gains) は通常所得として取り扱われ, 現行では, 通常所得に対する最高限界税率は39.6%である。これは, 個人に対する長期資本利得の税率20%のほぼ2倍である。他方, 法人の場合, 長期, 短期ともに資本利得は通常の法人税 (15% ~ 38%) で課税される(ただし, 資本利得に対して35%を上限とする代替ルールの選択が認められている)。

上記(2)の認識時点に関して, デリバティブの公正価値評価に伴い, 評価差額の課税ルールが広く浸透しつつある。たとえば, 後述するように, 先物契約やある種のオ

プション契約などは, I.R.C1256条「市場評価価値による契約」として, 課税年度の最終日に公正市場価値で売却されたものとみなして, その評価差額を当該課税年度の計算に算入しなければならない。また, スワップ契約についても, 一方の当事者が契約を破棄しようとする場合, 他方の当事者に対してスワップ契約の公正価値の差額を支払わなければならない。

そして, 上記(3)の所得の源泉に関しては, 多国籍企業の外国税控除 (foreign tax credit relief) の計算に著しく影響し, 親会社にとって重要なタックス・プランニング概念をなす。

デリバティブ課税に対して, アメリカでは, 1986年アメリカ税制改革法 (The U.S. Tax Reform Act of 1986) 以降, 特に1989年から1994年にかけて大幅な進展がみられたものの, 依然として合理性, 統一性を欠いた状態にある。⁶ 殊に, 最新の複合デリバティブの開発は, その課税の在り方を一層難解なものとしつつある。

これらのハイブリッドな金融商品の課税問題は後に譲るとして, 以下では, 先物・先渡, スワップおよびオプションなどデリバティブの基本型を個別に取り上げ, その税務上の取扱いをみていくことにしたい。

Ⅲ 先物・先渡契約の課税

1 先物契約の課税

先物契約(futures contracts)とは、将来のある時点において、予め設けられた価格で特定の資産の売買を行う契約である。先物契約は取引所取引の商品であり、商品先物(原資産がコモディティであるもの)と金融先物(原資産が債券や株式などの金融資産であるもの)とに分けられる。先物契約では、契約の相手当事者が信用度の高い清算機関(clearing house)であり、しかも、毎営業日に値洗い(marked-to-market)によって投資者の証拠金勘定(margin account)を通じて先物契約の価格変動額が把握されるため、先物契約の信用リスクは一般に極めて低い。

先物契約に関する税法規定は、I.R.C1256条「市場価値評価による契約(contracts marked to market)」である。⁷先物契約の税務上の取扱いにおいて、この市場価値評価概念が重要な意味をもつ。まず、その該当条文を示しておきたい(Sec .1256(a))。

- (1) 課税年度の末日に納税者が保有する各1256条契約は、当該課税年度の最終の営業日に公正市場価値(fair market value)で売却されたものとして取り扱われなければならない(したがって、当該利得・損失は課税年度の計算に算入されなければならない)。
- (2) (1)項で算定された利得・損失について、その後に実現した利得・損失の金額の適切な修正が行われなければならない。
- (3) 1256条契約に係る利得・損失は、次のように処理されなければならない。
 - (A) 上記の利得・損失の40パーセントまでを短期資本利得・損失とする。
 - (B) 上記の利得・損失の60パーセントまでを長期資本利得・損失とする。

上記(1)および(2)について、I.R.C1256条が立法化された背景の1つには、アメリカ議会が先物契約の値洗いプロセスは所得のみなし取得(constructive receipt)をなすと

解釈したことがあったとされる。⁸確かに先物契約の保有者は決済日前に先物に係る利得を証拠金勘定から引き出すことができるので、税務上、かかる利得の計上を繰り延べることは妥当ではないであろう。

上記(3)について、このような利得を通常所得とみるか、資本利得とみるか、そして、資本利得とするならば、長期利得か短期利得か、が問題である。先物契約に係る利得・損失は資産の価値変動に伴うものであり、資本利得・損失をなす。その場合、投資者は先物契約を決済するか、決済日前に利得を引き出すことができるので、利得が長期利得をなすか短期利得をなすかを予め決定することはできない。そこで、税法上、先物契約に係る利得・損失に対して「40%短期利得・損失 - 60%長期利得・損失」の計算ルールを導入することにした。⁹

このような「40% - 60%」ルールは、政策的に設定されたものであり、先物契約に係る課税のための客観的規準をなすものである。長期資本利得の税率は、短期利得の税率よりも低い限り、資本利得のマジョリティ(60%)を長期利得として区分させることによって、投資者に対して少なくとも課税上のベネフィットをもたらすことができる。¹⁰ I.R.C1256条の適用対象となる「1256条契約(“Section 1256 contracts”)」には、上述の先物契約のほかに、外貨建契約、非エクイティ・オプション、およびディーラーエクイティ・オプション(dealer equity option)」が含まれる。なお、【設例1】は、参考までに以上の税務上の取扱いを例示したものである。¹¹

【設例1】

1999年7月1日、投資者は、2000年3月限月の原油先物10単位(1単位は、1,000バーレルの原油の想定金額を表す)を購入しようとする。同年7月1日、原油価格\$16(1バーレル当たり)、同年12月31日、原油価格\$17とする。1256条のもとでは、投資者は1999年12月21日に原油先物を売却したと見なして、利得\$10,000((\$17 - \$16) × 10 × 1000)を課税上認識しなければならない。この利得は、「40% - 60%」短期・長期区分ルールに従って、短期資本利得\$4,000と長期資本利得\$6,000に区分

される。

上記の設例において、投資者が2000年2月1日に投資者が同原油先物10単位を\$18(1バーレル当たり)で売却し、自己のポジションを手付舞ったとしよう。この場合、1256条(a)(2)の規定に従い、先の1999年度末に見なし売却ルールによって認識された利得・損失の分だけ修正を加えて、利得・損失を算定しなければならない。したがって、この場合、課税年度2000年では、1バーレル当たり\$1(\$18-\$17)のみ、すなわち、\$10,000の資本利得(\$4,000短期、\$6,000長期)が認識される。

先物契約はまた現存の資産または予定取引のヘッジとして売買される。このようなヘッジ取引として用いられる場合の課税上の取扱いはどうであろうか。I.R.C1256条の規定は、次のとおりである(Sec .1256(e)(2))。

本条項では、「ヘッジ取引(“hedging transaction”)」とは、以下のような取引を意味する。

- (A) 納税者が通常の取引または営業過程において、主として下記の目的のために取引を締結する場合。
- (i) 納税者が現在保有しているか保有する予定の物財(property)についての価格変動または通貨変動のリスクを削減するため、または、
- (ii) 納税者が既に行っているか行う予定の借入、または既に発生したか発生する予定の債務についての金利変動または価格変動のリスクを削減するため
- (B) ヘッジ取引にかかる利得・損失は、通常所得または損失(ordinary income or loss)として取り扱われる。
- (C) ヘッジ取引が締結された日の終結前に、納税者はかかる取引がヘッジ取引であることを明示する。

したがって、先物契約が真に価格等変動リスクをなすこと、納税者が先物取引をヘッジ取引として明示すること、そして、納税者が先物取引にかかる利得・損失を通常の所得または損失として記録すること、以上の3つの条件のもとでは、先物取引は「40% - 60%見なし売却ルール(40% / 60% constructive sales rules)」の適用を受けることにはならない。¹²

2 先渡契約の課税

先渡(フォワード)契約(forward contracts)とは、将来のある時点において、予め定められた価格で資産の引渡しを行う契約である。経済的実質の点では、先渡契約は先物契約と類似しているものの、次の2点において両者は異なっている。第1に、先物契約は取引所に上場されているのに対し、先渡契約は取引所には上場されておらず、店頭市場(over-the-counter market)で取り引きされる相対取引をなす。第2に、清算機関を取引相手とする先物契約とは異なり、すべての先渡契約は相手方の履行に依存するので、信用リスクは相対的に高い。

先渡契約のもとで課税問題が生じるのは、契約に伴う権利と義務とが消滅する場合である。このような方法として、次の4つが考えられる。¹³

- (1) 契約の対象となった資産の引受けによる場合。この場合、売り手は資産の引渡し時に利得または損失を認識し、買い手は購入価格と等しい金額を計算のベースとする。

【設例2】

2000年1月1日、AとBとはオフィスビルを売買する先渡契約を行った。Aは2002年1月1日に同ビルを\$1,000,000で購入し、Bは同日に原価\$700,000で取得した同ビルの所有権を引渡すことに同意した。2002年1月、AはBに\$1,000,000を支払い、ビルの所有権を得た。この場合、Aは同ビルのベース\$1,000,000を計上するのに対し、Bはビルの引渡し時に\$300,000の長期資本利得を計上する。

- (2) 先渡契約を相殺する契約(offsetting forward contracts)による場合、契約の決済時に買い手は売り手に同一資産を売り戻す(back-to-back-sales)ことによって、先渡契約を終結させることができる。この場合、両当事者は、資本的資産の売却に関する税務上の取扱いに即して利得・損失を認識する。

【設例3】

上述の例について、2002年1月1日、AはBに評価額\$900,000で同ビルを売り戻す相殺契約を締結するとし

よう。この場合、AはBから\$1,000,000で購入したビルを直ちにBに\$900,000で売り戻すことによって\$100,000の長期資本損失を計上するのに対し、Bは\$100,000の長期資本利得を認識する。なお、この取引は同一当事者間での相殺契約であるので、同ビルに対するBの課税ベースは\$900,000ではなくて、当初の\$700,000である点に留意されたい。

(3) 第三者への先渡契約の売却または譲渡による場合。

先渡契約の当事者は、契約に伴う権利・義務を第三者に売却・譲渡することができる。この場合、当該当事者はその売却時に利得または損失を認識しなければならない。かかる利得・損失は資本的性格を有し、先渡契約の保有期間に即して長期または短期となる。

(4) 先渡契約が現金決済される場合。この場合、現金決済時に利得・損失が認識され、その性格（通常所得か資本利得・損失か）は契約の対象をなす資産の性格によって決定される。すなわち、原資産が資本的資産（capital asset）であれば、当該利得・損失は資本的性格をもつ。

以上、先渡契約については、いずれの形を採るにせよ、

その決済時点で契約当事者は利得・損失を認識しなければならず、利得・損失の性格は対象となった資産の性格、その保有期間によって決定されることになる。

(注)

- 1 浦崎直浩「デリバティブ課税と所得計算の変容」税経通信第55巻3号(2000年3月), 32 - 41頁。
- 2 Mark J.P. Anson, *Accounting and Tax Rules for Derivatives*, Frank J. Fabozzi Associates, 1999, P.121.
- 3 *Ibid.*
- 4 John Chown and Kim Desai, *The Taxation of Foreign Exchange and Derivatives*, Pearson Professional Limited, 1997, pp.24 - 25. また、課税所得概念と所得計算に関して、次を併せて参照されたい。武田隆二『法人税法精説<平成11年版>』森山書店、1999年、47 - 56頁。
- 5 たとえば次を参照されたい。M. Anson, *op.cit.*, pp.150 - 152.
- 6 *Ibid.*, p.121, p.157
- 7 Internal Revenue Code, Sec 1256. Section 1256 contracts marked to market. 以下、具体的取扱いについては次を参考にした。M. Anson, *op.cit.*, pp.137 - 140.
- 8 *Ibid.*, p.137.
- 9 *Ibid.*,
- 10 *Ibid.*, pp.138 - 139.
- 11 以下の設例は、次を参考にしている。*Ibid.*, pp.138 - 139.
- 12 *Ibid.*, p.140.
- 13 以下、具体的取扱いについては次を参考にした。*Ibid.*, pp.140 - 143.

